

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第3号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年3月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「全部事項証明書（〇〇）（以下「請求①」という。）公図合成図（〇〇）の現在の書類（以下「請求②」という。）にぎわいづくり課（阿南公開）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年3月28日、実施機関は、請求①に係る公文書については、公文書公開決定処分を行い、請求②に係る公文書については、「当該公開請求に係る文書を所有しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分を行い、審査請求人に通知した。

平成29年3月31日、実施機関は、請求①に係る決定について取り消し、「当該請求に係る公文書については、徳島県情報公開条例第35条の規定により適用除外とされている」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を新たに行った。

3 審査請求

平成29年4月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年5月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

本来、神社は国の財産であり、それらを管理する県はその資料は全て公開すべきである。これら隠す行為は、正に「枉法行為」そのものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

請求公文書については、実施機関が、平成29年3月13日に〇〇について、公有財産の管理行為の一環として徳島地方法務局〇〇において全部事項証明書の交付を受けたものである。

平成29年3月14日付けで、審査請求人から本件請求があったが、その時点で実施機関において、全部事項証明書が条例第35条に定める適用除外公文書であることを不知であったため、平成29年3月28日、審査請求人に対し、条例第12条第1項の規定による公文書公開決定処分を行った。

しかし、その後、実施機関は請求公文書が条例第35条では適用除外公文書であることを確知した。

全部事項証明書などについては、個別の法律において閲覧・複写の制度が整備されていることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）の適用を除外されており、国の制度との整合を図り、情報公開法が適用されない公文書については、条例の適用除外とすることとされている。

公開請求のあった全部事項証明書は、不動産登記法（明治32年法律第24号）第119条第1項の規定による、登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面であって、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、交付を請求することができるものとされている。

このため、実施機関は、平成29年3月28日付けで行った公文書公開決定処分について、平成29年3月31日付けで、審査請求人に対し、その処分を取り消した上で、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年5月2日	諮問
令和5年6月15日 第1部会（第1回）	審議
同 年7月13日 第1部会（第2回）	審議

同 年 8 月 2 5 日 第 1 部 会 (第 3 回)	審 議
同 年 9 月 2 8 日 第 1 部 会 (第 4 回)	審 議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、請求①と請求②の 2 つの請求で構成されており、本件事案においては、請求①に対する決定についての不服申し立てである。

実施機関は、請求①に係る公文書については、条例第 3 5 条の規定により適用除外とされているため請求拒否決定を行った旨主張しているため、以下、処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

条例第 3 5 条において、国の制度との整合を図るため、法律の規定により情報公開法の規定を適用しないこととされている公文書については、条例の規定は、適用しないこととされている。

請求①に係る公文書は、実施機関が保有している公文書ではあるものの、不動産登記法第 1 1 9 条第 1 項の規定に基づき何人でも法務局において取得できることとされている不動産の全部事項証明書である。

不動産の全部事項証明書は不動産登記法第 1 1 9 条第 1 項の規定に基づく請求があった場合に、登記官が法務局に備え付けられた登記簿に記録されている登記記録の事項について証明を行い、交付されるものである。

法務局に備え付けられている登記簿については、不動産登記法第 1 5 4 条において情報公開法の規定は適用しないこととされている。

登記簿とは、不動産登記法第 2 条において、登記記録が記録される帳簿であって、磁気ディスクをもって調製するものをいうとされていることから、登記記録の簿冊である。

登記記録の内容を証明し、交付された請求①に係る公文書は、登記記録の簿冊である登記簿と同様の性質を保有するものと認められる。

国の制度との整合を図る条例第 3 5 条の趣旨を考慮すると、登記簿が情報公開法の規定の適用を受けない文書とされていることから、登記簿と同様の性質を有する請求①に係る公文書についても、条例において適用除外とされる公文書である。

よって、請求①に係る公文書については、条例第 3 5 条の規定により適用除外とさ

れているため請求拒否決定処分を行った実施機関の判断は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

本件処分に関しては、条例の適用にならない公文書について誤って公文書公開決定を行ったため、決定を取り消し、公文書公開請求拒否決定を行っている。

請求①に係る公文書は、本来公文書公開請求の対象とならない公文書であるため、条例において当該公文書を請求する権利は存在しないことから、公文書公開決定を取り消し、公文書公開請求拒否決定へと決定が変更されたとしても、権利を制限する不利益処分が行われたとは認められない。

ただし、誤った決定を行うことにより公文書公開請求者には誤解を与えることとなるため、実施機関においては、情報公開条例に基づいた慎重な決定及び適切な事務執行を行うことを望む。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	令和5年7月31日まで